

令和3年第4回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和3年11月30日
- ・開会 令和3年11月30日
- ・閉会 令和3年11月30日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会 教育長

副 町 長 福祉課 参事
総合支所 長 建設課 長
会計管理者 建設課 参事
総務課 長 住民福祉課 長
総務課 参事 総務課 主査
福祉課 長

生涯学習課 長 生涯学習課 参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第4回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和3年11月30日(火) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第78号 大空町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第79号 令和3年度大空町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第6 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第15号 専決処分の報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課参事 阿部雅浩
総合支所長 田中信裕 建設課長 高島清和
会計管理者 平田義和 建設課参事 山本純生
総務課長 林敏美 住民福祉課長 阿部征弘
総務課参事 松川一正 総務課主査 安念真人
福祉課長 鈴木章夫

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木徳幸 生涯学習課参事 菅野洋治

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田勉 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和3年11月30日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和3年10月19日～令和3年11月30日》

- 10月19日 決算審査特別委員会
- 21日 第11回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会
- 22日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）
- 23日 オホーツク圏活性化期成会北海道知事との意見交換会（北見市）
- 27日 第11回議会広報常任委員会
- 第1回議会広報モニター連絡会議
- 28日 第12回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会
- 11月 3日 大空町表彰式
- 6日 オホーツク圏活性化期成会北海道要望（秋季）に係る管内選出北海道議会議員への要望会（北見市）
- 9日 第12回議会広報常任委員会
- 17日 第13回議会広報常任委員会
- 18日 オホーツク町村議会議長会役員会（湧別町）
- 第13回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
- 第13回総務厚生常任委員会
- 第13回産業建設文教常任委員会
- 26日 第10回議会運営委員会
- 30日 令和3年第4回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和3年第4回大空町議会臨時会を開会します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、
2番、三條幸夫議員及び3番、上地史隆議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出があります
ので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、
11月26日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が2件、議会提出案件が
2件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致
で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のと
おり、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定し
ました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第78号

◇議 長 日程第4、議案第78号、大空町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。菅野生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の1ページ、議案第78号でございます。大空町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年11月30日提出、大空町長、山下英二。

3ページ、4ページが改正文となっております。

提案理由の説明につきましては、お手元の参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きください。参考資料1ページから2ページは、改正条例の新旧対照表となっております。

本条例の改正の趣旨でございますが、大空町女満別B & G海洋センター多機能化工事により、2階武道場の一部をトレーニングルームに改修したことに伴い用途変更となったために、大空町B & G海洋センター条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となっております。

具体的な条例改正の内容ですが、改正前の条例第5条第1項の表中、女満別B & G海洋センター武道場を女満別B & G海洋センタートレーニングルームに改め、別表中「使用料（1時間）」を「使用料」に改め、プールの項の次に、トレーニングルーム1回あたりの使用料として240円を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由につきまして、説明申し上げましたので、ご審議ください

ますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第78号、大空町B&G海洋センター条例の一部を改正する
条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第78号、大空町B&G
海洋センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決
されました。

◎日程第5 議案第79号

◇議 長 日程第5、議案第79号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第
10号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書5ページでございます。議案第79号、令和3年度大空町
一般会計補正予算(第10号)。

令和3年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,
604万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億3,
113万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年11
月30日提出、大空町長、山下英二。

7ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に4,987万円追加。16款、道支出金に50万円
追加。19款、繰入金に567万2,000円追加。歳入合計は、5,60
4万2,000円を追加し、95億3,113万3,000円とするもので
す。

8 ページをお開き願います。歳出です。

3 款、民生費に 5, 385 万 5, 000 円追加。4 款、衛生費に 218 万 7, 000 円追加。歳出合計は 5, 604 万 2, 000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、14、15 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の冬期生活支援事業、11 節、郵便料 11 万 9, 000 円と 19 節、冬期生活支援給付費 560 万円の追加は、暖房用灯油などの価格高騰を踏まえまして、高齢者世帯等に対し採暖費用の支援を行うものです。次の子育て特別給付金支給事業、10 節、消耗品費と印刷製本費合わせて 6 万 7, 000 円。11 節、郵便料 11 万 6, 000 円。18 節、子育て特別給付金 4, 750 万円のそれぞれ追加は、子育て世帯に対しまして生活を支援するため一時金を支給するものです。

2 項 4 目、児童福祉施設費の 10 節、修繕料 45 万 3, 000 円は、児童センターめっちゃいるど館、サンルームのガラスにひびが入り修繕が必要でありますことから追加するものです。

4 款 1 項 2 目、予防費の 10 節、消耗品費と印刷製本費合わせて 16 万 7, 000 円。11 節、郵便料 112 万円。12 節、健康管理システム改修委託料 90 万円。総額 218 万 7, 000 円は、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの 3 回目接種に要する費用を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので 12、13 ページをお開き願います。

15 款 2 項 2 目 4 節、子育て特別給付金給付事業費補助金 4, 750 万円、次の事務費補助金 18 万 3, 000 円の追加は、子育て世帯を支援する給付金にかかる国からの補助金です。

3 目 1 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に 218 万 7, 000 円の追加は、ワクチン 3 回目接種にかかる国からの補助金です。

16 款 2 項 2 目 1 節、冬期生活支援事業補助金に 50 万円の追加は、高齢者世帯等に対する暖房費用などの支援にかかる北海道の補助金です。

19 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金 567 万 2, 000 円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。15 ページの冬期生活支援給付費と子育て特別給付金の支給事業、この 2 点、詳細と支給の時期について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員のご質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず1点目でございます。冬期生活支援事業の詳細及び実施時期ということでございます。今回、冬期間の生活に欠かすことのできない暖房用灯油の価格が高騰しているという状況にございまして、それを鑑みまして、影響が深刻となる高齢者世帯等に対しまして、冬期における採暖費用の支援を行うものとして、その経済的負担の軽減を図ることを目的としているところでございます。

対象者につきましては、令和3年12月1日現在で令和3年度の町民税非課税世帯でございまして、65歳以上の方のみで構成する世帯、また、障がい者世帯、1人親世帯、生活保護世帯に対しまして、1世帯あたり1万円の商工会の商品券を支給するものでございます。

実施時期につきましては、12月1日を基準日とすることから、12月1日以降に要綱を制定しまして、準備ができ次第速やかに交付申請の案内を対象者の方に発送しまして、申請の後、速やかに支給したいと考えているところでございます。

2つ目の子育て世帯への臨時特別給付金の支給事業についてでございます。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、子育て世帯に対して生活を支援する取り組みということで、臨時特別的な給付の措置としまして対象児童1人あたり5万円を支給するものでございます。

対象範囲でございますが、令和3年9月分児童手当の対象児童、また、令和3年9月30日時点で高校生世代の児童ということで、具体的に申し上げますと、平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童ということになってございます。また、令和3年9月2日から令和4年3月31日までに生まれた新生児も対象になるものでございます。

また、所得要件もございまして、令和2年の所得が児童手当の所得制限額に満たない家庭に対しまして、対象児童1人あたり5万円の支給をするものとなっております。

対象見込みにつきましては950人を見込んでいるところでございます。

支給の時期でございます。中学生以下につきましては、国の要綱が制定、また町の要綱を制定しまして、拒否の届け出の期間というものがございまして、こちらの期間を1週間程度見込み、その後、速やかに年内に支給をとということで、早ければ12月の20日の週を目指して支給をしたいというふうに考えているところでございます。

また、高校生、新生児、公務員等につきましては申請方式というようなことを考えてございます。町の要綱を制定しまして、申請を受付けた後に町のほうで審査をいたしまして支給するということになるわけですが、申請者からの提出が早ければ、年内からの支給も可能ではないかというふうに考えているところでございます。こちらにつきましては、申請があり次第ということになるものですから、年内から年明けにも申請が来た段階で審査をしてというようなことを考えているところでございます。申請の受付につきましては、令和4年3月31日までを申請受付期間と考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第79号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 報告第14号

◇議 長 日程第6、報告第14号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議会側議案書3ページでございます。

専決処分第7号。専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年11月9日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。9万2,955円。

3、和解の相手方。札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部、設備部長、飯島隆浩。

5ページになります。

和解内容。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和2年12月21日、午前5時30分頃。

(2) 事故車両。北見130さ1864(除雪トラック)。

(3) 事故発生場所。網走郡大空町女満別湖南341番地1。

(4) 事故車両の運転者。中村真一。大空町との関係。会計年度任用職員

(パート)。

(5) 事故の相手方。札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部。

(6) 事故の概要。特認路線の除雪作業中、除雪車両後方にある路面整正装置の左側が北海道電力ネットワーク株式会社所有のコンクリート柱に接触し、破損させたため、電柱に共架していた東日本電信電話株式会社所有のケーブルに損害を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者(甲)。大空町長、山下英二。

(2) 事故の第1当事者(乙)。札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、飯島隆浩。

(3) 過失割合。甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額。9万2,955円。

(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金9万2,955円を令和3年11月30日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て。承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

事故の当日は、風雪による吹込み除雪を午前5時より実施しておりました。当該路線は砂利道1車線であり、折り返し時に事故が発生いたしました。

状況といたしましては、進行方向左側に電柱があり、前方のプラウは電柱をかわしておりましたが、後方にあります路面整正装置が電柱に接触し、電柱及び共架しておりますケーブルに損害を与えたものです。

電柱の所有者であります北海道電力ネットワーク株式会社とはすでに和解し、令和3年7月20日付けで専決処分しております。

以上、専決処分の内容につきまして報告をいたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

◎日程第7 報告第15号

◇議 長 日程第7、報告第15号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議会側議案書9ページをお開き願います。

専決処分第8号。専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年11月18日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。35万3,018円。

3、和解の相手方。網走市駒場北1丁目8番4号、八代直器。

1 1 ページをお開き願います。

和解内容。

1、事故の原因。

- (1) 事故発生日時。令和3年9月30日、午後1時頃。
- (2) 事故車両。北見330た154（普通乗用自動車）
- (3) 事故発生場所。網走市字三眺官有無番地、網走刑務所来客駐車場内。
- (4) 事故車両の運転者。小堀弘樹。大空町との関係。事務吏員。
- (5) 事項の相手方。網走市駒場北1丁目8番4号、八代直器。
- (6) 事故の概要。公務移動中、上記場所において車両を後退させて駐車しようとした際、目測を誤って過剰に後退させたことにより、後方に駐車していた相手方車両後部バンパー付近に接触し、同部分に損壊を与えた。

2、和解の条件。

- (1) 事項の第1当事者（甲）。大空町長、山下英二。
- (2) 事故の第1当事者（乙）。網走市駒場北1丁目8番4号、八代直器。
- (3) 過失割合。甲100%、乙0%。
- (4) 損害賠償の額。35万3,018円。
- (5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額（車両修理費）として、金35万3,018円を令和3年11月30日までに支払うものとする。
- (6) 異議の申立て。承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

事故につきましては、当日、網走刑務所が開催する職業訓練見学会に参加するため、町有車両を外来者駐車場に駐車しようとした際、目測を誤って過剰に後退させたことにより相手方車両に接触し、破損させたものでございます。

なお、職員及び職業訓練見学会に参加する関係者の同乗者7名を含め、全員に怪我はありませんでした。

この事故を踏まえ、公有車の安全運転に努めるよう指導を行ったところでございます。

以上、専決処分の内容につきましてご報告いたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これ本日（今日）の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で令和3年第4回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

（閉会 午前10時28分）